

平成 29 年度
高知県医療提供体制施設整備事業評価結果

平成 29 年 6 月 21 日（水）18:30～20:30

高知共済会館 4 階 「浜木綿」

目 次

1	委員名簿	1P
2	事業一覧表	2P
3	平成 28 年度に実施した医療提供体制施設整備事業の事後的評価	
	(1) 医療計画等の推進に関する事業	3P ~ 5P
4	評価要綱	6P ~ 10P

平成 29 年度高知県医療提供体制施設整備事業
評価委員名簿

氏 名	役 職 名	備考
大崎 章代	高知県連合婦人会会長	
西森 康夫	高知県薬剤師会会長	
池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会会長	
渡辺 秀一	高知県保育士会副会長	
宮上 多加子	高知県立大学社会福祉学部学部長	

平成 28 年度 医療提供体制施設整備事業一覧表

事業区分	事業名	担当課
医療計画等の推進に関する事業	医療施設近代化施設整備事業 救命救急センター施設整備事業 地域災害拠点病院施設整備事業	医療政策課

事業名	医療施設近代化施設整備事業	課名	医療政策課	担当者名	前中 梓甫
-----	---------------	----	-------	------	-------

<p>【事業内容】 医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための医療施設の近代化整備工事に要する経費を補助する。</p>	<p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹下病院（建替え工事） 施工面積：5,508.98 m²（うち補助対象面積 5,508.98 m²） 総事業費：1,620,000,000 円 （うち平成 28 年度分 70%：1,121,113,452 円） 補助額：50,347,000 円 施工期間：平成 28 年 2 月～平成 29 年 5 月 （平成 29 年度も引き続き事業を実施予定） 高知赤十字病院（建替え工事） 施工面積：26,765.09 m²（うち補助対象面積 26,403.07 m²） 総事業費：10,740,102,680 円 （うち平成 28 年度分 5%：563,593,031 円） 補助額：5,594,000 円 施工期間：平成 29 年 3 月～平成 31 年 3 月 （平成 29 年度も引き続き事業を実施予定）
<p>【事業費】 55,941,000 円 （うち国庫補助額 55,941 千円） （2 病院分：竹下病院、高知赤十字病院）</p>	
<p>【事業目的】 病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善のための整備を促進し、医療施設の経営の確保を図る。</p>	
<p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹下病院（一般病床 85 床）の建替え工事は、平成 27 年度から平成 29 年度までの事業であり、平成 27 年度は出来高 10%、平成 28 年度は出来高 70%を実施完了。平成 29 年度は出来高 20%を実施予定。 高知赤十字病院（一般病床 456 床）の建替え工事は、平成 28 年度から平成 30 年度までの事業であり、平成 28 年度は出来高 5%を実施完了。平成 29 年度は出来高 55%、平成 30 年度は出来高 40%を実施予定 	<p>【事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹下病院については、現在工事継続中であり、引き続き事業を実施予定。 高知赤十字病院については、現在工事継続中であり、引き続き事業を実施予定。

事業名	救命救急センター施設整備事業	課名	医療政策課	担当者名	前中 梓甫
-----	----------------	----	-------	------	-------

<p>【事業内容】 重篤救急患者の医療を確保するため、高知赤十字病院の救命救急センターとして必要な施設の整備工事に要する費用を補助する。</p>	<p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知赤十字病院救命救急センター整備工事 整備面積 2179.59 m² 病床数 30 床 (うち ICU 10 床、CCU 4 床、重症外傷専用病床 4 床) 屋上ヘリポート整備 総事業費：961,902,412 円 (うち平成 28 年度分 5%：48,347,844 円) 補助額：2,283,000 円 施工期間：平成 29 年 3 月～平成 31 年 3 月 (平成 29 年度も引き続き事業を実施予定)
<p>【事業費】 2,283,000 円 (うち国庫補助額 2,283 千円)</p>	<p>【事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知赤十字病院については、現在工事継続中であり、引き続き事業を実施予定。
<p>【事業目的】 高知赤十字病院の救命救急センターを整備し、休日夜間急患センター、在宅当番医等の初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携体制のもとに重篤救急患者の医療の確保を図る。</p>	
<p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知赤十字病院救命救急センター施設整備工事は、平成 28 年度から平成 30 年度までの事業であり、平成 28 年度は出来高 5%を実施完了。平成 29 年度は出来高 55%、平成 30 年度は出来高 40%を実施予定 	

事業名	地域災害拠点病院施設整備事業	課名	医療政策課	担当者名	前中 梓甫
-----	----------------	----	-------	------	-------

<p>【事業内容】 災害時における医療の確保を図るため、高知赤十字病院の地域災害拠点病院として必要な施設の整備に要する費用を補助する。</p>	<p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知赤十字病院地域災害拠点病院施設整備工事 備蓄倉庫及び受水槽整備 総事業費：69,444,351 円 (うち平成 28 年度分 5%：3,668,638 円) 補助額：403,000 円 施工期間：平成 29 年 3 月～平成 31 年 3 月 (平成 29 年度も引き続き事業を実施予定)
<p>【事業費】 403,000 円 (うち国庫補助額 403 千円)</p>	
<p>【事業目的】 ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、③自己完結型の医療救護チームの派遣機能、④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能等を有する地域災害拠点病院を整備することで、災害時の医療を確保する。</p>	
<p>【事業計画】 ・高知赤十字病院地域災害拠点病院施設整備工事は、平成 28 年度から平成 30 年度までの事業であり、平成 28 年度は出来高 5%を実施完了。平成 29 年度は出来高 55%、平成 30 年度は出来高 40%を実施予定</p>	

高知県医療提供体制推進事業及び医療提供体制施設整備事業
にかかる補助事業の事業評価要綱

(趣旨)

第1条 「医療提供体制推進事業費補助金における事業計画の事後的評価実施要領」(平成21年5月13日付け医政発第0513005号厚生労働省医政局長通知)及び「平成18年度医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価実施要領」(平成18年10月16日付け医政発第1016004号厚生労働省医政局通知)に基づき、高知県における、医療提供体制推進ならびに施設整備にかかる補助事業について事後的評価を行うことについて必要なことを定めるとともに、補助事業の適正な執行を図り、本県医療体制の円滑な推進を図ることを目的とする。

(評価委員会)

第2条 補助事業の適正な評価を行うために、高知県医療提供体制推進事業等評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 1 委員会は、高知県医療審議会の委員を含む5名の委員をもって構成する。
- 2 委員は、高知県健康政策部医療政策課長が委嘱する。
- 3 委員会の定足数は3名とする。

(事業評価期日)

第3条 事業評価は、事業終了後、翌年度の6月30日までに行うものとする。

(事業評価調書)

第4条 事業の評価は、別記様式により行うものとする。

(評価結果の公表)

第5条 事業評価を終えたものについては、公表するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、高知県医療政策課において行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年12月7日から施行する。
- 2 平成19年度に限り、第3条の規定中「8月31日」とあるのは、「12月20日」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

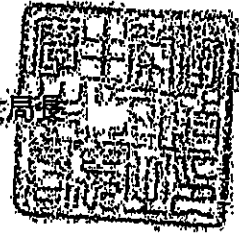
- 4 この要綱は、平成21年8月31日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。
- 7 この要綱は、平成25年4月9日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

医政発第1016004号

平成18年10月16日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成18年度医療提供体制施設整備交付金における
事業計画の事後的評価について

標記の国庫交付金については、「平成18年度医療提供体制施設整備交付金の交付要綱の策定について」（平成18年10月16日厚生労働省発医政第1016002号）により実施されているところであるが、本交付金の適切な運用を図られたく、今般、別紙のとおり事後的評価に関する実施要領を定めたので通知する。

別紙

平成18年度医療提供体制施設整備交付金 における事業計画の事後的評価実施要領

第1 趣旨

平成18年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成18年10月16日厚生労働省発医政第1016002号厚生労働事務次官通知別紙。）に基づき、都道府県が実施した医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付対象事業について、その効果的な推進に向けて事業内容を評価し、本交付金の適切な運用を図るとともに、事業計画に記載された事業の実施結果、事業評価の実施結果について住民に公表することにより、都道府県の自主性・裁量性についての透明性を確保することを目的とする。

第2 評価の方法

都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果（評価書）の様式及び公表方法等を定めるものとする。

第3 評価の内容

事業の実施の有無、事業の進捗状況、事業費の支出状況、都道府県内における医療提供施設等の整備状況とその充足度合等について、事業内容を評価するものとする。

第4 評価の視点

事業計画に掲げられている施設整備の目的、必要性、施設整備による効果等について、事業の実施結果を踏まえた検討や課題等を、次に掲げる視点等から行うものとする。

(1) 医療提供施設相互間の機能分担と業務連携について

(2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保について

(3) 交付要綱の7の(4)に定める特別整備について

① 特別整備が与えた影響等について

② 特別整備が翌年度以降の取組に与える影響等について

第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出

評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果（評価書）を公表するとともに、翌年度の交付金の申請書に添えて、評価結果（評価書）を厚生労働省に提出するものとする。

第6 評価結果の交付金算定への反映

厚生労働省に提出された評価結果（評価書）により、本交付金が適切に運用されていないと判断される場合は、翌年度の事業にかかる交付金の算定について、一定の減算その他必要な見直しを行うこととする。